

合併処理浄化槽整備について

浄化槽の整備手法変更に係る基本方針

○将来的な使用者と市の負担軽減を図るとともに、

浄化槽は本来、家屋の付帯設備であり、個人の裁量で管理できるようにするため

浄化槽の 整備手法を 市設置型から 個人設置型へ変更 する。

1 整備手法の変更時期 --- 令和8年度

- ・令和6年度内に関係例規の改正等を行い、市民へ周知の上、令和8年度から個人設置型での補助を実施。ただし、現行の浄化槽の寄附制度については、本年度末までで廃止する。

2 個人設置型における補助 --- 国基準を基本に、移行後3年間は上乗せ補助

- ・国補助基準での補助（工事費の4割相当を補助）を基本とし、経過措置として整備手法変更から3年間は、国補助基準額の3/4を上乗せ補助。（3年間は工事費の7割相当を補助）（種別・規模毎に定額補助）

3 市管理浄化槽※の取扱い --- 順次、譲与 ※市管理浄化槽：市設置型で整備又は寄附を受け市が管理している浄化槽

- ・設置後10年を経過した浄化槽及び寄附を受けた浄化槽は、順次、住宅所有者等に譲与する。

4 高度処理型浄化槽の取扱い --- 市設置型と同様の区域で推進

- ・市設置型で高度処理型浄化槽を設置している区域について、個人設置型の補助対象は高度処理型とする。

5 宅内排水設備工事費補助金の取扱い --- 現行と同様の補助（公共、農集と同様の補助）

- ・個人設置型浄化槽に接続する宅内排水設備工事にも現行と同様の補助金を交付する。

6 担当部署 --- 個人設置型は廃棄物対策課、市設置型は下水道施設課

- ・個人設置型（補助金）に係る事務は、浄化槽担当部署（環境事業所 廃棄物対策課）で所管。（一般会計）
- ・市設置型で整備した浄化槽の管理、譲与については上下水道部 下水道施設課で所管。（下水道事業会計）

登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の趣旨

現在、戸別の浄化槽整備については、市で設置、管理を行う市設置型で整備を行っているが、個人で設置、管理を行う個人設置型に整備手法を変更するため、所要の改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 題名の改正

「登米市浄化槽整備推進事業条例」から「登米市浄化槽の管理等に関する条例」に改める。

(2) 設置に関する条項及び文言の削除

(条項の削除：第4条、第6条、文言の削除：第1条、第2条第1号、第5条第1号)
浄化槽の設置を市で行わなくなるため、設置に関する条項及び文言を削除する。

(3) 寄附の廃止と譲与の規定(第22条)

浄化槽の寄附を廃止し、新たに浄化槽の譲与について定める。

(4) その他

文言の整理(第2条、第5条第2項、第8条、第15条)と、条項の削除に伴い条番号の整理を行う。

3 施行日

令和8年4月1日。

ただし、文言の整理に係る改正規定は、公布の日から、第22条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

登米市浄化槽整備推進事業条例 現行と改正案

改 正 案	現 行
<p><u>登米市浄化槽の管理等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の<u>維持及び管理</u>に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。</p> <p>(1) 浄化槽施設 戸別に設置された汚水を処理する浄化槽及びその他の施設で、市が<u>管理</u>するものの総体をいう。</p> <p>(2) 浄化槽 浄化槽法第2条第1号で定める浄化槽<u>併せて雑排水</u>（工場排水、雨水及びその他特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。</p> <p>(3) 排水設備 汚水を浄化槽施設に流入させるために必要な排水施設及び処理水を<u>浄化槽</u>から放流場所まで流出させるために必要な排水施設で使用者が設置及び管理するものをいう。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>登米市浄化槽整備推進事業条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の<u>設置、維持及び管理</u>に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。</p> <p>(1) 浄化槽施設 <u>污水を処理する浄化槽及びその他の施設で、市が設置及び管理するものの総体</u>をいう。</p> <p>(2) 浄化槽 <u>浄化槽法第2条第1号で定める浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水及びその他特殊な排水を除く。）を処理するものを</u>いう。</p> <p>(3) 排水設備 <u>汚水を浄化槽施設に流入させるために必要な排水施設及び処理水を浄化槽</u>から放流場所まで流出させるために必要な排水施設で使用者が設置及び管理するものをいう。</p> <p>(4) (略)</p>

(事業の実施区分)

第3条 净化槽施設の____管理は、净化槽法その他の法令に基づき、市が行うものとする。

2 排水設備の設置及び管理は、その使用者が行うものとする。

(事業の実施区分)

第5条 净化槽施設の設置及び管理は、净化槽法その他の法令に基づき、市が行うものとする。

2 净化槽に接続する排水設備の設置及び管理は、その使用者が行うものとする。

(設置の申請等)

第6条 净化槽施設の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、上下水道事業管理規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに設置承認又は不承認について、決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(土地使用賃借契約書)

第4条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、净化槽施設が存する土地について、当該土地の使用に關し、権利を有する者の同意を得た上で、当該者と土地使用賃借契約を締結しなければならない。

(排水設備の新設等の基準)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行ううとするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定める基準

(排水設備の施工)

第6条 (略)

(工事完了の検査等)

第7条 排水設備の新設等の工事を完成了した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第5条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならぬ。

(使用開始等の届出)

第8条 (略)

(使用料)

第9条 (略)

(汚水量)

第10条 (略)

(月の中途における使用開始の場合の使用料)

第11条 (略)

(無届使用等の場合の使用料)

第12条 第8条 の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。

(資料の提出)

第13条 (略)

第14条 (略)

(維持管理)

第15条 管理者は、浄化槽施設の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第16条～第21条 (略)

第10条 排水設備の新設等の工事を完成了した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第8条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならぬ。

(使用開始等の届出)

第10条の2 (略)

(使用料)

第11条 (略)

(汚水量)

第12条 (略)

(月の中途における使用開始の場合の使用料)

第13条 (略)

(無届使用等の場合の使用料)

第13条の2 第10条の2 の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。

(資料の提出)

第13条の3 (略)

第14条 (略)

(維持管理)

第15条 管理者は、浄化槽の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第16条～第21条 (略)

(譲与)

第22条 管理者は、浄化槽施設（市が設置したものについては、設置した日から10年を経過したものという。）について、譲与することができる。
2 前項の譲与を受けた者は、当該浄化槽施設について、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理を行わなければならない。

(寄附)

第22条 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）別表第2に規定する浄化槽施設の設置計画区域において、第4条に規定する建築物又は特殊建築物に設置した浄化槽及びその他の施設を管理する者から、当該浄化槽及びその他の施設を寄附する旨の申出があつたときは、管理者が定める基準に従い、当該申出に係る寄附を受けるか否かを決定するとともに、その結果を当該申出をした者に通知するものとする。
2 前項の規定により寄附を受けた浄化槽及びその他の施設に係る排水設備については、第10条の規定による検査を受けたものとみなす。

登米市浄化槽設置整備事業費補助金(案)の概要について

1 事業の背景及び事業内容

登米市浄化槽整備推進事業条例の一部改正を行い、浄化槽整備を市設置型（市で浄化槽を設置、管理）から個人設置型（個人で浄化槽を設置、管理）へ変更するにあたり、浄化槽の設置費用に係る個人負担の軽減を図るため、設置者に補助金を交付するもの。

また、個人設置の浄化槽に接続する宅内排水設備についても、設置費用の一部を補助するもの。

2 補助金の内容

事　項	内　容	
補 助 対 象 者	浄化槽及び宅内排水設備の設置を行う者	
交付対象区域	公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の処理区域以外	
交付対象施設	一般住宅及び店舗付住宅に設置する浄化槽、宅内排水設備	
補 助 金 の 額	浄化槽設置に係る補助金額に、宅内排水設備に係る補助金額を加えた額	
補助対象経費	<p>① 浄化槽設置 設置費用 ② 宅内排水設備 主たる管渠のうち30mを超える区間の管渠 及び 蒸発拡散装置の設置工事費。</p>	
補 助 率 等	<p>① 浄化槽設置 処理方式及び人槽毎に定額補助。 ※ 国補助基準での補助(工事費の4割相当を補助) ② 宅内排水設備 主たる管渠 (30mを超える) 1m当たり 5,000円 蒸発拡散装置 工事費の2分の1以内</p>	
補 助 上 限 額	<p>① 浄化槽設置 処理方式及び人槽毎に限度額を設定。 ② 宅内排水設備 限度額 30万円。 ※ 設置費用が限度額未満の場合は設置費用 (1,000円未満の端数切り捨て)</p>	
浄化槽設置補助額	区 分	限 度 額
	コンパクト型	5人槽 332,000円
		6～7人槽 414,000円
		8～10人槽 548,000円
		11～20人槽 939,000円
	高度処理型	5人槽 360,000円
		6～7人槽 462,000円
		8～10人槽 585,000円
		11～20人槽 1,092,000円

激変緩和措置	令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間 浄化槽設置補助額は、国補助基準での補助(工事費の4割相当を補助)を基本としているが、激変緩和措置として、制度変更から3年間、国補助基準額の3/4を上乗せ補助する(3年間は工事費の7割相当を補助)。		
浄化槽設置補助額 (激変緩和措置)	区分		限度額(上乗せ後)
	コンパクト型	5人槽	581,000円
		6～7人槽	724,000円
		8～10人槽	959,000円
		11～20人槽	1,643,000円
	高度処理型	5人槽	630,000円
		6～7人槽	808,000円
		8～10人槽	1,023,000円
		11～20人槽	1,911,000円
高度処理型の設置区域	伊豆沼、内沼、長沼集水域及び長沼川流域ほか市長が必要と認める区域		

3 施行日

令和8年4月1日